

裁決書

事件番号：令和5年度第1号

文書番号：宍総総第696号

裁決日：令和6年3月19日

東京都中央区湊一丁目3番4-601号

審査請求人

処分庁 宍粟市長

審査請求人が令和5年12月24日に提起した、令和5年10月30日付け宍産森第589号の2による公文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

(1) 令和5年10月13日、審査請求人は、処分庁に対し、次に掲げる公文書の開示請求を開示請求書の郵送により行い、処分庁は、同月16日これを受理した。

① 株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）が開設等（開設又は運営をいう。）をする、カーボン・クレジット等（カーボン・クレジット又は算定割当量その他これに類似するものをいう。）の売買を行うための市場の市場参加者に、地方公共団体としての宍粟市がなること（以下「本件事案」という。）に関し、東証に対して行った申込みの内容（申込みのための書類、電子メール等に資料を添付した場合には、その内容を含む。）がわかるもの

② 本件事案に関する決裁事項が含まれる宍粟市側（宍粟市、宍粟市の職、職員、組織をいう。以下同じ。）の決裁文書

③ 本件事案に関し、東証（東証、東証の職、職員、組織をいう。）と宍粟市側との間で行われたやり取りの内容がわかるもの

④ 本件事案に関し、国の行政機関側（国の行政機関、国の行政機関の職、職員、組織をいう。）と宍粟市側との間で行われたやり取りの内容がわかるもの

(2) 令和5年10月30日、処分庁は審査請求人に対し、宍粟市情報公開条例（平成17年宍粟市条例第17号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定により第1(1)①及び②の公文書について部分開示決定（宍産森第589号の1）を、同条第2項の規定により第1(1)③及び④の公文書

について不開示決定処分（宍産森第589号の2）（以下「本件処分」という。）を行い、同日、審査請求人に対しこれらの決定通知を郵送した。

- (3) 令和5年12月24日、審査請求人は、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取り消し及び第1(1)③の公文書の開示を求め、審査請求を行った。

第2 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

- (1) 実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。以下同じ。）の長は、開示請求があったときは、条例第7条の規定に基づき、開示請求に係る公文書に同条各号に定める不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。
- (2) 公文書開示請求を受けた実施機関の長が、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、条例第11条第2項の規定により、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- (3) 公文書開示請求を受けた実施機関の長が、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、条例第11条第3項の規定により、開示請求者に対し上記(1)及び(2)の通知に、当該決定の理由を併せて通知しなければならない。
- (4) 公文書の開示決定等は、条例第12条第1項の規定により、公文書開示請求があった日から15日以内にしなければならない。

2 処分内容及び理由

処分庁においては、審査請求人による開示請求の対象となっている第1(1)③の公文書を保有していないことから、保有していない公文書に対して開示請求がなされたものと判断し、条例第11条第2項の規定により、本件処分を行った。

3 審査庁による審理手続き及び調査審議の経過

令和5年12月25日、審査請求人から、行政不服審査法第2条に基づく、令和5年10月30日に処分庁によって行われた本件処分に対する審査請求についての書面を受理した。

令和6年1月12日、処分庁より弁明書が提出された。

令和6年1月16日、審査庁より、審査請求人に弁明書を送付し、審査庁が定める期限までに反論書等の提出及び口頭意見陳述の申し出が可能な旨を教示した（期限：同年2月8日）。

令和6年2月8日、審査請求人より、反論書の提出及び口頭意見陳述の申し出はなかった。

令和6年2月22日、審査庁は、宍粟市行政不服審査会に対し、本件審査請求に係る諮問を行った。

令和6年3月8日、宍粟市行政不服審査会において審議が行われた。

令和6年3月18日、宍粟市行政不服審査会より答申書が提出された。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) カーボン・クレジット市場への初期の参加者のうち、地方公共団体は数団体しか存在していなかったことから、処分庁が市場への参加申込みを行った時点で、地方公共団体にとって知見が少なく、問合せ等の必要が生じやすい手続きであったといえる。
- (2) よって、申請書類送付のほかに東証とのやり取りが全く無く、開示請求の対象となる公文書が存在していないというのは疑わしいと考えるため、本件処分を取り消したうえ、カーボン・クレジット市場の参加者になることに関する処分庁と東証との間のやり取りに係る公文書の開示を求める。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) カーボン・クレジット市場への参加登録は、東証が令和5年7月28日に開催した「カーボン・クレジット市場オンライン説明会」（以下「説明会」という。）に参加したうえ、説明会の資料に基づき、カーボン・クレジット市場への参加登録申込書類を電子メールにより東証に送信し、参加登録申込みを行ったものである。
- (2) カーボン・クレジット市場への参加登録申込みについて、説明会の資料等を参照すれば特段の疑義は生じなかったため、参加登録申込みに至るまでの過程において、東証と処分庁との間で個別の問合せ等のやり取りはしていない。
- (3) 東証から宍粟市には、説明会への参加申込みが完了した旨の通知、説明会の参加方法に関する通知（URL・ID・パスワード等）並びに説明会の動画及びQ&Aがウェブで公開された旨の通知といった、説明会の参加者等への通知（メール）のみがなされている。
- (4) 宍粟市から東証には、カーボン・クレジット市場の参加者になる申込みを行ったのみであり、宍粟市と東証との間に他のやり取りはなく、本件開示請求は、処分庁が保有していない公文書に対してなされたものとなるため、第1(1)③の公文書について、本件処分を行った。

第4 論点整理

本件処分は、開示請求があった日から15日以内になされ、また、本件処分による開示をしない旨の決定通知には、当該決定の理由を付して行われており、その手続き上に瑕疵は認められないことや、第1(1)①、②及び④の公文書に係る開示決定等の処分については、争いがない。一方、第1(1)③の公文書の存否については、争いがあるため、この点について判断する必要がある。

第5 裁決の理由

1 審査庁が認定した事実

処分庁の弁明書に記載のとおり、処分庁の本件事案に係る経緯は、次の表のとおりである。

R5. 7. 13	東証から、メールマガジンにより説明会の開催のお知らせを受信した。
R5. 7. 19	東証のウェブサイトより、説明会への参加申込みを実施した。
R5. 7. 19	東証から、説明会への参加申し込みが完了した旨の通知を受信した。
R5. 7. 27	東証から、説明会への参加方法の案内及び説明会の資料を受信した。
R5. 7. 28	説明会へ参加した。
R5. 8. 25	東証に対し、カーボン・クレジット市場への参加登録申込書類をメール送信した。
R5. 8. 25	東証から、参加登録申込書類を受け付けた旨の通知を受信した。

また、上記の表に記載している時点以前、すなわち処分庁が本件事案に係る意思決定を行う前の段階においても、東証と宍粟市との間にやり取りは認められないほか、処分庁が、カーボン・クレジット市場において、速やかにクレジットの売買等の諸手続を行おうとしていたような形跡も認められなかった。

加えて、東証のホームページには、当該説明会の資料及び説明会の動画を配信している動画配信サイトへのリンクが掲載されており、当該資料及び動画を確認したところ、カーボン・クレジット市場への参加申込み手続き等が過不足なく説明されていた。

2 論点に対する判断

本件審査請求の論点は、第4で記載した通り、第1(1)③の文書の存否についてである。この点、第5の1を踏まえて検討すると、東証から宍粟市には、説明会の開催案内や一定の手続に対する応答通知のみがなされていたこと、宍粟市から東証には参加申込みを行ったのみであったこと、カーボン・クレジット市場への参加申込み手続等について一般に公開されており、その説明等に特段不足する点はなかったことが認められ、また、宍粟市がカーボン・クレジット市場においてクレジットの売買等を速やかに行おうとしていた形跡も認められなかったことから、個別に東証へ問合せ等を行い何らかのやり取りを行ったという事実はなかったとする処分庁の主張に、不自然な点や不合理な点は認められず、これを覆すに足る事実も見いだせない。

よって、処分庁が第1(1)③の公文書について本件処分を行ったことに、違法又は不当な点はない。

第6 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年3月19日

審査庁 宍粟市長 福元晶三 印

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宍粟市を被告として（訴訟において宍粟市を代表する者は、宍粟市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宍粟市を被告として（訴訟において宍粟市を代表する者は、宍粟市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。